

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例施行規則の改正について

1 趣旨

認可保育所を運営するためには、県が定める基準を満たし、知事の認可を受けることとされています。

上記基準は、国の基準^{※1}を踏まえて県の条例及び規則で定めていますが、「こども未来戦略」^{※2}の策定を受けた国の基準の一部改正に伴い、県で定める規則の一部改正を予定しており、この改正に対する意見の募集を行うものです。

※1 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)

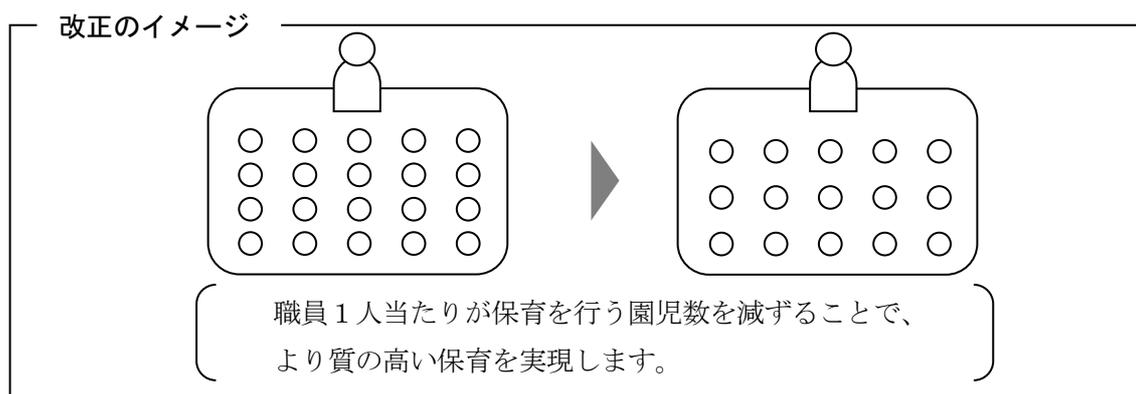
※2 政府において、子ども・子育て政策の理念や今後の集中的な取組み、将来像等をまとめたもの(令和5年12月22日閣議決定)。

2 改正の内容

保育所の保育に従事する職員配置の見直し

保育の質の向上を図る観点から、より手厚い保育の実現のため、職員配置の最低基準の改善を行います。

年齢	現行	改正案
3歳児	おおむね園児20人につき職員1人以上	おおむね園児15人につき職員1人以上
4・5歳児	おおむね園児30人につき職員1人以上	おおむね園児25人につき職員1人以上



3 施行期日等

公布の日

ただし、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準による運営を妨げない経過措置を設けます。